

(参考) 地価調査と地価公示について

区 分	平成30年度地価調査	平成30年地価公示
根拠法令	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号) 第9条第1項	地価公示法(昭和44年法律第49号)
実施主体	宮城県	国(土地鑑定委員会)
価格の名称	標準価格	公示価格
地点(画地)の名称	基準地	標準地
調査対象区域	県内全域(35市町村)	公示区域(33市町村)
調査方法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国(土地鑑定委員会)が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385地点 林 地 20地点 計 405地点	宅 地 575地点 計 575地点
価格の判定基準日	平成30年7月 1日	平成30年1月 1日
公表日	平成30年9月19日	平成30年3月28日